

大阪府済生会富田林病院建設事業  
入札実施要項書

平成30年10月

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>済生会支部大阪府済生会<sub>財団</sub>

## 目次

第1	入札実施要項書の位置づけ .....	3
第2	本事業の概要.....	3
1	本事業の概要 .....	3
2	業務内容 .....	4
3	業務期間 .....	4
4	予定価格 .....	4
第3	施工者の募集等に関する事項.....	4
1	施工者の募集及び選定の方法 .....	5
2	本事業の施工に関する要求水準等 .....	5
第4	入札参加に関する条件等.....	5
1	入札参加者の構成等 .....	5
2	入札参加者の参加資格要件 .....	5
3	入札参加者の業務遂行能力に関する参加資格要件 .....	6
4	単体企業、代表企業、共同企業体の構成員の資格喪失 .....	8
第5	入札等について.....	8
1	入札方法 .....	8
2	入札のスケジュール .....	8
3	入札実施要項書等のお問い合わせ先 .....	8
4	入札実施要項書等の配布方法 .....	9
5	入札実施要項書等に関する質問の受付及び回答の公表 .....	9
6	参加表明書及び参加資格確認申請書の提出方法 .....	9
7	資格審査及び結果の通知 .....	9
8	参加資格なしとされた場合の説明受付 .....	10
9	設計図書等の配布 .....	10
10	現地確認会 .....	10
11	設計図書等に関する質問の受付及び回答の公表 .....	11
12	入札及び開札執行の日時及び場所等 .....	11
13	入札手続きにおける留意事項 .....	12

第6	落札者の決定に関する事項	12
1	落札方式	12
2	その他	13
3	落札者を選定しない場合の措置	13
第7	契約に関する事項について	13
1	契約手続きに関する事項	13
2	施工者の権利義務に関する制限	13
3	発注者と施工者の責任分担	13
4	保険	14
5	支払い方法	14
第8	事業実施に関する事項	14
1	事業期間中の施工者と本会との関わり	14
2	事業の実施状況のモニタリング	15
3	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
4	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
第9	その他に関する事項	16
1	参加資格の喪失	16
2	事業協議会の設置	16
3	情報公開及び情報提供	16

## 第1 入札実施要項書の位置づけ

大阪府済生会富田林病院建設事業入札実施要項書（以下「入札実施要項書」という。）は、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部大阪府済生会（以下「本会」という。）が「大阪府済生会富田林病院建設事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業への入札を希望するもの（以下「入札参加者」という）に交付するものである。添付の要求水準書、様式集は入札実施要項書と一体のものであり、契約書（案）は参考として提示するものである。入札実施要項書と要求水準書との間に異なる点がある場合の優先順位は、入札実施要項書、要求水準書の順とする。また、入札実施要項書に記載のない事項については、済生会が定めた規程・要綱等によるものとする。本事業の施工者として、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院の建設に関する高度な技術と経験を有するとともに、価格において優れた内容で実施することができる者を選定するための一連の入札手続きについて示すものである。

## 第2 本事業の概要

### 1 本事業の概要

- (1) 発注者 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部大阪府済生会支部長 岡上 武
- (2) 業務名称 大阪府済生会富田林病院建設事業
- (3) 工事場所 大阪府富田林市向陽台1-3-36 ほか
- (4) 建築面積 7,890.67㎡
- (5) 延床面積 24,624.88㎡
- (6) 用途 病院（260床）
- (7) 構造・規模等

名称	構造・階数	延べ面積（㎡）
新病院本館	鉄筋コンクリート造（免震） 6階、地下1階	21,202.47㎡
健診センター棟	鉄骨造、地上2階	1,184.20㎡
マニホール棟	鉄筋コンクリート造 地上1階	121.80㎡
倉庫棟（既存健診センター棟）改修	鉄骨造、地上1階	556.41㎡
居宅介護/訪看ステーション棟（既存仮設血液浄化センター）改修	軽量鉄骨造、地上2階	1,080.94㎡

ガバナ室（既存）改修	鉄筋コンクリート造 地上1階	71.68㎡
解体	既存病院、老人宿舎棟等	
外構	側溝・駐車場・通路・駐輪場・植栽等	

※その他、詳細については実施設計図書を参照

## 2 業務内容

### (1) 建設工事

ア 建設工事

イ 建設工事に伴う近隣対策業務

ウ 建設工事に伴う各種許認可申請、行政手続き等

### (2) セルフモニタリング業務

### (3) その他、上記業務内容を実施するために必要となる関連業務

※業務の詳細は、「添付資料1 要求水準書」を参照のこと。

## 3 業務期間

本事業の施工期間は、契約締結の日（平成30年12月中旬を予定）から平成33年10月下旬を最終期限とする。

なお、施工者の提案により、完成時期（引渡し時期）を早めることが可能であり、本会との協議により確定するものとする。

I期工事（病院本館）	平成31年1月初旬～平成32年7月下旬	19か月
移転準備期間	平成32年8月初旬～平成32年9月下旬	2か月
II期工事 既存病院解体・外構工事 ・健診センター棟	平成32年10月初旬～平成33年10月下旬	13か月
供用開始日 （グランドオープン）	平成33年11月初旬（予定）	

## 4 予定価格

予定価格① 金8,455,379,000円（消費税8%を含む）

（新病院建設、立体駐車場の解体等）

予定価格② 金595,714,000円（消費税8%を含む）

（既存病院解体、老人宿舎棟等解体）

## 第3 施工者の募集等に関する事項

## 1 施工者の募集及び選定の方法

本事業は一般競争入札によって施工者を決定する。

## 2 本事業の施工に関する要求水準等

本事業を実施する上で、施工者が実施すべき業務及び内容は、「添付資料1 要求水準書」として提示する。

## 第4 入札参加に関する条件等

### 1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者の構成は、第4. 3の参加資格を持つ単体企業または特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
- (2) 共同企業体は本事業の施工を目的として結成され、本事業の完了により解散する2ないし3者で構成される共同企業体であること。
- (3) (2)の代表者（以下「代表企業」という。）の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、代表企業以外の構成員（以下「構成員」という。）の出資比率は30パーセント以上であること。
- (4) 代表企業及び構成員の変更は原則として認めない。
- (5) 入札参加者は、参加表明書等提出の際に代表企業及び構成員を明記し、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこととする。
- (6) 代表企業及び共同企業体の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の共同企業体の代表企業及び構成員として参加してはならない。

### 2 入札参加者の参加資格要件

入札参加者（代表企業及び共同企業体の構成員）は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、大阪府及び富田林市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続き開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である施工者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (7) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、手形交換所による取引停止処分を確定された者でないこと。
- (8) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令が確定した者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。
- (10) 建設事業の施工者選定に係る組織と資本面または人事面において関係がない者であること。なお、本書において、「資本面において関係がある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- (11) 本事業に係るコンストラクションマネジメント業務に関与している株式会社プラスPM（その協力企業を含む）、若しくは、この企業と資本面または人事面において関係がない者であること。
- (12) 本プロジェクトを統括的に管理する者として、統括代理人を専任で配置すること。また統括代理人は現場代理人と兼務すること。但し、代表企業から直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

### 3 入札参加者の業務遂行能力に関する参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。また共同企業体の場合は、共同企業体の代表企業が以下のすべての要件を満たすこと。なお、本項における専任とは、法令に特段の定めがあるものを除き、専ら本事業の工期中、継続して本事業に関する業務に従事するものとし、止むを得ない事由の他は他の者と交代しないことをいう。

- ア 大阪府又は富田林市の「平成29・30年度建設工事競争入札参加資格」を有し、府または市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事にかかる特定建設業の許可を受けていること。

- ウ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の「建設工事の種類」「建築一式」の「総合評定値(P)」が1,700点以上(有効期限があるものに限る)であること。
- エ 本事業にかかる建設業法第26条第1項に規定する監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。なお、配置する監理技術者または主任技術者は、一級建築施工管理技士または一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- オ 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に、250床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分が250床以上の病棟を含むものとする。
- カ 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に、延べ面積20,000㎡(1棟)以上の免震構造を有する建築物の新築、増築、改築に係る工事を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分の面積が20,000㎡(1棟)以上のものとする。
- キ 共同企業体の代表企業は、現場代理人として、オの実績を有し、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有する者を、病院本体施工期間において、専任で配置する事が出来ること。なお配置する技術者は直接的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3カ月以上経過している者に限る。
- ク 共同企業体の代表企業が専任で配置する監理技術者はオまたはカの実績を有すること。なお配置する技術者は直接的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3カ月以上経過している者に限る。
- ケ 建築施工担当者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有する者を、専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- コ 電気設備施工担当者として、一級電気工事施工管理技士、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者を施工期間中、専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- サ 機械設備施工担当者として、一級管工事施工管理技士、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者を施工期間中、専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

シ 現場代理人及び監理技術者の実績のうち、オ及びカの実績がそれぞれ1件以上含まれていること。

#### 4 単体企業、代表企業、共同企業体の構成員の資格喪失

- (1) 参加資格確認基準日は、参加表明書受付日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間、単体企業または共同企業体の代表企業及び共同企業体の構成員が参加資格を欠くに至った場合、当該単体企業または共同企業体は入札に参加できない。
- (3) 落札者の決定から契約締結までの期間、落札者である単体企業または共同企業体の代表企業及び共同企業体の構成員が参加資格を欠くに至った場合、発注者は単体企業または共同企業体と契約を締結しないことができる。この場合、本会は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

### 第5 入札等について

#### 1 入札方法

一般競争入札（入札参加資格事前審査方式）

#### 2 入札のスケジュール

入札のスケジュールは次のとおりとする。

平成30年10月5日（金）	公告、入札実施要項書等配布、質疑受付開始
平成30年10月10日（水）	入札実施要項等に関する質疑締切
平成30年10月16日（火）	入札実施要項等に関する質疑回答
平成30年10月17日（水）	参加表明書等の提出期限
平成30年10月19日（金）	参加資格確認結果通知
平成30年10月22日（月）	設計図書等の配布、質疑受付開始
平成30年10月29日（月）	設計図書等に関する質疑締切
平成30年11月5日（月）	設計図書等に関する質疑回答
平成30年11月27日（火）	入札、落札者の決定（予定）
平成30年12月中旬	契約締結（予定）

#### 3 入札実施要項書等のお問い合わせ先

大阪府済生会富田林病院事務局新病院建設準備課（以下「事務局」という）  
住所 〒584-0082 大阪府富田林向陽台1-3-36  
電話番号 0721-29-4473  
FAX 0721-29-4474  
担当 岩瀬・舟橋

メールアドレス      soumukanri@tonbyo.org

#### 4 入札実施要項書等の配布方法

- (1) 配布日時：平成30年10月5日（金）～平成30年10月17日（水）
- (2) 配布場所：大阪府済生会富田林病院（以下「本院」という。）のホームページよりダウンロードすること。
- (3) 配布書類：配布書類については以下とする。

書類名	
入札実施要項書	1式
要求水準書	1式
様式集	1式

#### 5 入札実施要項書等に関する質問の受付及び回答の公表

- (1) 受付期間：平成30年10月5日（金）～平成30年10月10日（水）
- (2) 提出方法：「入札実施要項書等に関する質問提出書（様式4-1, 2）」に必要事項及び質問内容を記入の上、電子メールの添付ファイルとして「第5, 3 入札実施要項書等の問い合わせ先」に送信すること。ファイル形式は、MicrosoftExcel 2010で対応可能なものとする。
- (3) 回答日：平成30年10月16日（火）
- (4) 回答方法：質問及びそれに対する回答は、本院ホームページにて公表する。
- (5) 留意事項
  - ア 質問を行った企業名は、公表しない。
  - イ 意見の表明と解されるものについては、回答しない。

#### 6 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出方法

- (1) 受付期間：平成30年10月5日（金）～平成30年10月17日（水）  
（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）  
※来院時間事前調整のこと。
- (2) 提出場所：大阪府富田林病院建設事業様式集に示した参加表明書（様式1-1～1-3）、参加資格確認申請書（様式2-1～2-4）及び、実績審査確認申請書（様式3-1～3-4）に必要事項を記入の上「第5, 3 入札実施要項書等の問い合わせ先」まで持参すること。

#### 7 資格審査及び結果の通知

本会は、入札参加者から提出される参加資格確認申請書等の資格確認資料を基に、入札参加者が参加資格を満たしているか否かを審査する。

(1) 結果の通知

資格審査の結果に基づき、「参加資格確認通知書」を送付する。参加資格がないとされた者に対しては、その理由を明記し通知する。

(2) 通知日程

資格審査の結果は、入札参加表明者に対して、平成30年10月19日（金）までに書面により通知する。

### 8 参加資格なしとされた場合の説明受付

資格審査の結果、参加資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(1) 受付期間：平成30年10月19日（金）～平成30年10月23日（火）

（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）

(2) 提出場所：説明要求の書面（様式自由）を「第5，3入札実施要項書等の問い合わせ先」まで持参すること。

(3) 回 答：上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から7日以内に、書面にて本会から説明を求めた者に通知する。

### 9 設計図書等の配布

資格審査の通過者（以下「通過者」という。）に、設計図書等を配布する。

(1) 配布期間：平成30年10月22日（月）～平成30年10月23日（火）

（午前10時から午後3時まで）

※来院時間事前調整のこと。

(2) 配布場所：「第5，3入札実施要項書等の問い合わせ先」

(3) 配布書類：以下の書類を配布する。

書類名	
実施設計図書	1式
契約書（案）	1式
地盤調査報告書	1式
敷地測量図	1式
地歴調査報告書	1式
土壌汚染調査報告書	1式
アスベスト調査報告書	1式

### 10 現地確認会

通過者で希望される者を対象に現地確認会を実施する。

- (1) 実施日程：平成30年10月25日（木）
- (2) 参加人数：1通過者につき2名まで
- (3) 申し込み：平成30年10月24日（水）午後3時までに「第5，3入札実施要項書等の問い合わせ先」まで電子メールにて申し込むこと。
- (4) 注意事項：現地確認会当日は、質疑はできません。また、現地確認会は当日のみとします。

### 1.1 設計図書等に関する質問の受付及び回答の公表

- (1) 受付期間：平成30年10月22日（月）～平成30年10月29日（月）
- (2) 提出方法：「設計図書等に関する質問提出書（様式5-1、2）」に必要事項及び質問内容を記入の上、電子メールの添付ファイルとして「第5，3入札実施要項書等の問い合わせ先」に送信すること。ファイル形式は、MicrosoftExcel2010で対応可能なものとする。
- (3) 回答：質問及びそれに対する回答は、平成30年11月5日（月）に本院ホームページにて公表する予定である。
- (4) 留意事項：
  - ア 質問を行った通過者名は、公表しない。
  - イ 意見の表明と解されるものについては、回答しない。
  - ウ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある場合には、様式5-2 質疑回答の公表可否欄に希望を記載すること。本院が認めたものについては、個別に回答する。

### 1.2 入札及び開札執行の日時及び場所等

- (1) 日時：平成30年11月27日（火） 午後1時  
入札終了後、直ちに開札します。
- (2) 場所：本院「血液浄化センター棟」 2階 第一会議室
- (3) 提出書類：「入札実施要項等に関する誓約書（様式6）」、「入札書（様式7-1-1、7-1-2）」、「項目別入札書（様式7-2）」、「工事項目明細書（様式7-3）」及び「内訳明細書（様式自由）」を提出する。
- (4) 注意事項：
  - ア 入札書は、「大阪府済生会富田林病院建設事業入札書」と朱書きした封筒に入れ厳封の上、入札箱に投入すること。
  - イ 入札書に記載する入札額は、施工業務及び付帯する諸手続き費用にかかる総額及び内訳を提示すること。入札書に記載する入札額は課税業者であるにかかわ

らず、消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）を含まない金額を記載すること。

ウ 内訳明細書については、「入札書（様式7-1-1、7-1-2）」、「工事項目明細書（様式7-3）」の金額と整合が取れているものとする。項目、数量及び単価を明記し、出精値引きは行わないこと。

エ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した「項目別入札書（様式7-2）」、「工事項目明細書（様式7-3）」、及び「内訳明細書（様式自由）」の提出を求める。第2回目の入札金額に対応したものは、後日に提出を求める。

#### (5) その他

ア 入札及び開札には、本会理事及び富田林市の職員が立ち会う。

### 1.3 入札手続きにおける留意事項

(1) 応募に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反する行為を行ってはならない。なお、本件において後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

(2) 参加資格確認を受けた入札参加者が本事業への参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出先宛てに送付するものとする。

(3) 本一般競争入札に参加する者及び関係者が、公平な競争を妨げる行為をした場合は参加資格を喪失する。

#### (4) 入札書無効に関する事項

参加資格確認基準日から落札者の決定日までの期間に、次のいずれかに該当する場合は入札書を無効とする。ただし、本会が承認した場合はこの限りではない。

ア 参加資格確認基準日以降入札日までに代表企業または、構成員が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。

イ 入札書記載金額の不明確なもの。

ウ 入札書記載金額を訂正したもの。

#### (5) 入札保証金等

入札保証金の納付は免除する。

## 第6 落札者の決定に関する事項

### 1 落札方式

価格競争方式（低入札価格調査基準価格を設定する。）

## 2 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの要項に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とします。ただし、最低の価格が予定価格の制限の範囲内に達しない場合は2回目の入札を行う。また落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじを実施し落札者を決定する。
- (3) 入札した価格（低入札価格調査基準価格以下）によっては調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある著しく不相当であると認められるときまたは契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の入札価格を提出した者を落札者とすることがある。
- (4) 本会は、落札者を決定した場合、その結果を本院ホームページ等により公表する。

## 3 落札者を選定しない場合の措置

施工者の募集及び落札者の選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

## 第7 契約に関する事項について

### 1 契約手続きに関する事項

#### (1) 契約の締結

本会は、落札者と契約に関する協議を行い契約を締結する。特に、入札価格の内訳（請負代金内訳書）について協議を行う。

契約については、本会理事会の承認を持って契約行為を実行するものとする。

### 2 施工者の権利義務に関する制限

#### (1) 施工者の契約上の地位

発注者の承諾がある場合を除き、施工者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

### 3 発注者と施工者の責任分担

#### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施工者が担当する業務につ

いては、施工者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として施工者が負うものとする。ただし発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負うものとする。

(2) 責任分担

本会と施工者の責任分担は、「添付資料1 要求水準書」によることとする。

#### 4 保険

施工者（施工者と請負又は委託契約を締結する協力企業を含む。）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

(1) 建設期間

建設工事に関して、次の保険を付保することとし、その保険期間は工事着工日から施設竣工日までとする。

ア 建設工事保険

イ 第三者賠償責任保険

ウ 履行ボンド（役務的保証）

※保証金額は請負金額の10分の1以上とする。

#### 5 支払い方法

請負代金は、建設期間中の複数回にわたって支払う。以下の支払い条件を基本とするが、詳細な時期及び回数については、契約時の協議とする。

(1) 支払条件（消費税8%を含む）

病院工事25%完了時に病院工事費の20%

病院工事50%完了時に病院工事費の20%

病院工事75%完了時に病院工事費の20%

病院竣工時に病院工事費の40%

解体外構完了時に解体外構工事費の100%

※但し、富田林市補助金に連動する。

#### 第8 事業実施に関する事項

##### 1 事業期間中の施工者と本会との関わり

(1) 本事業は、施工者の責任において実施される。また、本会は本入札実施要項書等に示された方法により、事業実施状況のモニタリングを行う。

(2) 原則として本会は施工者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務を担当する協力企業等と直接連絡調整を行う場合がある。

(3) 契約の解釈について疑義が生じた場合には、本会と施工者は誠意を持って協議する。

## 2 事業の実施状況のモニタリング

### (1) 本事業の実施状況のモニタリング

本会は事業実施にあたり、自らモニタリングを行うことができる。その場合の方法は、以下を予定している。

#### ア 工事施工時

本会及び本会が委託したCM会社は、定期的に工事施工の状況の確認を行う。また、本会及び本会が委託したCM会社が要請したときは、施工者は、工事施工の品質管理報告、施工計画の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の報告を行う。

#### イ 工事完成時

施工者は、施工記録を用意して、現場で本院の確認を受ける。この際、本会は、施設の状態が契約に規定した水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、契約に規定した水準を満たしていない場合には、本会は補修または改造を求めることができる。

### (2) 費用の負担

本会による事業の実施状況のモニタリングのために施工者が行う協力、報告または確認等に係る費用は、施工者の負担とする。

本会が実施するモニタリングに係る費用は、本会の負担とする。

## 3 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、本会と施工者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 4 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 施工者の責めに帰すべき事由により事業の継続に懸念が生じた場合や、継続が困難となった場合本会は、契約の定めに従い、施工者に対する注意・改善勧告、協力企業変更又は契約を解除することができるものとする。

(2) 本会の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

施工者は、契約の定めに従い、契約を解除することができるものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力（天災地変、風水火災、戦争、内乱等）、その他本会又は施工者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本会及び施工者双方は、事業継続の可否について協議し、一定の期間内に協議が整わない時は、本会又は施工者は契約を解除することができる。

## **第9 その他に関する事項**

### **1 参加資格の喪失**

落札者の決定から契約の締結まで、代表企業または共同企業体の構成員が、入札実施要項書において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、本会は、契約を締結しないことができる。

### **2 事業協議会の設置**

本院及び施工者は、本事業の実施に関して協議を行うことを目的として、本院、施工者、その他本事業に関係するCM会社を含めた事業協議会を設置することを予定している。

### **3 情報公開及び情報提供**

情報提供は、適宜、本院ホームページ等において行う。